

元循第 420 号
令和元年 10 月 2 日

一般社団法人えひめ産業資源循環協会
会長 西山 周 様

愛媛県県民環境部長
(公 印 省 略)

令和元年 8 月から 9 月の前線に伴う大雨による災害により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 12 条の 7 の 16 第 1 項に規定する環境省令で定める一般廃棄物の特例に関する省令の施行について (通知)

日頃から本県の環境行政の推進に格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

このことについて、令和元年 10 月 1 日付け環循適発第 1910011 号及び環循規発第 1910011 号にて、環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長及び廃棄物規制課長から別添のとおり通知がありましたので、貴協会会員等への周知に御協力願います。

【担当】

愛媛県県民環境部環境局

循環型社会推進課

一般廃棄物係 森原、児玉

産業廃棄物係 大内、影浦

TEL: 089-912-2355

FAX: 089-912-2354